

## 4月6日（金）幌延小学校新1年生

- 議会だより第67号（8ページ）
- 児童福祉週間

暖房用燃料費の一部助成制度を制定しました。

- 出前講座を活用してください。
- 住宅耐震化促進のための補助制度をご活用ください
－平成23年度中山間地域直接支払制度の取組状況について


問寒別小学校新1年生


| お | 議案審議 |
| :---: | :---: |
|  |  |
| も | 地域の課題をとらえて—般質問 $\cdots \cdots .4$～ 5 |
| な | 予算委員会審議内容 $\cdot \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots .6 \sim 8$ |
| 队 |  |
|  | 産業厚生常任委員会……．．．．．．．．．．．．． 8 ～ 9 |
| 容 | 編集にあたつて ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 9 |



|  <br>  |
| :---: |
|  |
|  |
|  |
| ．$\square_{0}^{\circ}$ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

残
た
た
も
の
は
普
通
財
で産
使に
つし使
え
る
も
の
は
診
療
所
の
方
へ覧
き
る。
備
品
に
い
し
は本
棚
に
整
理
し
い
で
も
も
閲㝓
図
書
蔵
書
は
診
療
所
の

 23
年
4
月
1
1
日
9
9
月
30
日
ま

平
認
成 定
23
第
度
幌
延
町
立
病
院



エネルギー関連施設見学会（滝川テクニカルセンター）

取事
組と
は考
難 そ
い
い
と
考
え
て広
い的
るな ，今
今
の
ケ
ス
は
異
例
な
 に
お
て
て 緊
急
時
の
体
制
づ
く

 ホ
ム
ヘ
ル
プ
サ
1
ビ
ス
が
休園
—
し
か
な
い
幌
延
町
の

夕
の
建
設
公
共
施
設
の
修園
問
寒
別
生
涯
学
習
セ
ン




 N6人 う
い
う
基
準
で
積
立
立
て
て
い ビ
そ
い
う
面
か
ら
見
て
ど

 の
で
所
有
者
の
意
向
に
よ
り
継 り，
残
り
の
面
積
は
民
有
地冬
実
績
は
21
ha
と
な
つ
て
お の
予
定
は
と
う
な
こ
た
か事
業
の
当
初
造
林
を
30
ha
菶
施雨
未
未
に
な
な
く
森
づ
り な
て
い
る
亿子 報
力 安
施 全
設 等
の
見
学
が交
か 付
メ 金
で
こ

点
号
5
2
2
5
5
点
全
額
l
直
再
診
料
か
69
点
号
5
70
点
特
券
診
療
に
係
部
分
院 か



袋栭コトコン
 か
ら
具
体
的
な
董
策
あ
れ額
減
額
し
し
い
い
が
農

劦 | 設 |
| :---: |
| 補 |
| 修 |
| 業 |
| 票 |
| 要 |
| 臨 |
| な |
| な |
| 全 |体

系
考
乞
し
い
る
農
業
施念

 る は
と
様
に
引
き
継
か
れ
し
い て
意
見
換
京
る
音
言
話


 は
犁
年
か
な
つ
た
が
P
R




|  | ortconrHim <br>  <br>  <br> －아 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  | 「せい入 |
|  <br>  | 视 非 |
|  |  |
|  <br>  | M試たUー世 |
|  |  <br>  |
|  |  |
|  |  |
|  | －evor |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | Nᄃ |

#  3氏が一般質問 





 | 行 |
| :---: |
| に |
| よ |
| る |
| 地 |
| 域 |
| 振 |
| 緟 |
| 業 |
| 支 |

 し
 が
が
25
年
度
の
施
行
空
柏
指




园に行



 も
䢡
べ
号
そ
い
た
今
今
年
度 る
が
23
年
度
の
執
行
方
針援
製
の
検
討
を
隼
あ
る
あ
あ
針平
筬
い 24
て年
度
町
政
執
行
方


い用げ｀用 く出研道方告
－来究内法知
るをでは端続む援げ出
的も増防


 の
認
識
て
て
る。
る
継役
号
事
業
と
乙
取
組圐策
と
し
企
業
売
上

## も は は 導 入 し



 し
て
る
が
そ
の
焦
に
に



運動習慣定着化事業（太極拳）

## 



立
$\frac{1}{5}$
$\frac{1}{\text { け }}$
適
塩
活
淮
推
雔

 さ
せ
て
頂
き
た
い
 て
し
わ
な
か
か
と
い
っ
た
課性
の
懸
考
支
援
差
出
出内
会
の
自
性
を
强
な
哥
能担
昰
活
動
調
調
整
間
題
町点
し
て
は
職
買
蓩
相導
を
検
討
て
て
い。
る。
闆
題等
行
行
制
ど
查
町
で報
の
提
供
地
域
情
報
収
集 の
パ
プ
フ役
と
し
て
行
政
情








Nコャ












。


厒
問
今
年
度
思
新
た
に
出 ovc Narantrevrung ボ
1
リ
グ
す
る
た
あ
の
協
相 だ
か
か
こ
れ
か
$\vdots$
の
試
験 は
町
内
の
ボ
1
リ
シ
グ
デ
1
タ い
と
聞
い
て
い
る
町
と
し
て ら
も
裮
堿
頂
兄
て
研
し
た


圈
境
碚
突
で
ほ
そ
の









修
垦
穾
㒾
学
校
連
 う
上


対
灾
す
a
か
か
小加Nさが





3月定例会風景
 が
ま
と
ま
な
な
$い$
い
今
後
よ
り変
华
る
状
況
中
中
具
策町
長
国
の
環
境
の
の
対
が は
ぞ
な
な
た聞
筬
公
約
環
境
基
条


音類竪穴群遺跡調査風景

## 

## 一般会計 40 億 0,000 万 0 千円

齋賀弘孝氏を予算特別委員長に選任し，3月9•14日の審査の結果，原案通り可決
興财扫かの

度
辺
主
幹
古
い
公
営
隹





ブルピー（ホワイトフェスタ） －H长盘







事
業
て
は
合
観
光


 き
い
き
$\vdots$
$\vdots$
る
と
補
助
表
使









基
迎
玄
当
核
治
体
が
—



 $ワ$
ク
と
は
災
害
曜
迅
速


機
の
導
も
あ
る
が
出
る難
な
な
乙
て
る
。
告
端
信 ぎ
そ
お
り
部
品
の
調
達
も年
の
建
設
で
㣁
年
数
過 る
方
炎
行
政
舞
楾
昭
和
56


 と
も
利
用
さ
れ
る
の
か
ま
た
た







役場庁舎屋上から見た幌延市街


し績 見 付







程 い













侑
各
木
㙞
地
方
交
付
税


 3


 き6违絡が1・ロ疅ロ6

 ぞ
そ
の
内能
国
際
流
施
設集
会
苛
熊
な
施
設
は
2
籄
所


今
後
は
ソ
ソ
フ
ト
面
の
の

 て
き
た
お
悍
部
事
對
の
割
 が
智
恵
絞
，
少
で
も
有
 えて て
町
の
貹
政
厳
い
と
考


防锰





 にゴロロ

 で
の
金
頟
継
続
れ
る
そ

交
隹
金
ど
ふ
様
に
な
る
の
か。
直
睪
買
町
立
病
院
力
5



 そ
号
を
中
憂
地
域
采
権既に
芧地
算彔
の権再
 の ${ }^{2}$
開経
㵒
野
フ
フ
ロ
テ
ィ
ア




残
存
期
間
の
10
10
年
6
兮
月
分
関係
す亨
る
法算
に施
上行
りの
国適
正花
進に
伴
い
不
要
な
な
」
た
工
べ
l （1）
23
年
10
月
の
診
潦
開
設
に域
対置
交
贷
金
国
軷
還








 （1）
計
画
の
概
要
 O
調
事
平
成
24
年
2
月
24
日

## 

併
設
苛
可
能
か
今
後
の
基
建
設
る
る
決
め
て
に
る


が多
険サ利摘者てもに料 1 用し層 をビ者てへ保委更3保状スのき状た配料貣れ百険 る利況。慮の高本たからの其し大用をたに高本っら基し介



額
南
百
億
密
要
な
る を
す
る
と
60
年
間
の
投
㽝
総


姿
事
業
費
65
6
6
0 は は（2） の （3）万万総
























## 全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権嶊護委員協議会では，下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。
家庭内トラブル（夫婦•離婚•扶養•相続），学校で の「いじめ・体罰」，近隣との争い，ネットトラブル，架空請求，育児の悩み，借地•借家，不動產売買，金銭貸借等多岐の相談に応じます。
相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし，相談は無料です，どうぞお気軽に お越しください。

| 全国一斉 | 日 時 |
| :---: | :---: |
| 「人権噰護委員の日」 | 平成24年6月1日（金） |
| 特設相談所の | 午前10時から午後3時まで |
| 開設日程等 | 場 所幌延町生涯学習センター 研修室 |

##  

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は，いつでも地域住民からの相談に応じています。
相談は無料で，難しい手続きもありません。 もちろん相談内容についての秘密は守られま す。
人権相談所は，気軽に相談できる場所とし て，法務局で常時開設されているほか，市町村役場や公共施設などを利用して，特設人権相談所が開設されることもあります。

この町には，幌延町から推薦されて，法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。
稲 垣 綋 順 三 好 和 夫

旭川地方法務局
稚内支局稚内市末広5丁目6番1号電話0162－33－1122

## 『冬の生话支摂］対策をして。暖房用然料費の一部勖成制度を制定しました。

町では，平成24年度から毎年11月1日現在（基準日）に町内に住所を有し，当該年度の町民税非課税世帯で，次のいずれかに該当する世帯に対し，「冬の生活支援」事業として，暖房用燃料費の一部を助成いたします。ただし，生活保護世帯や施設入所者などは除きます。


## （1）65歳以上の高齢者世帯

（単身及び夫婦世帯等）
（2）障害者世帯

- 知的（療養手帳区分 A 判定）
- 身体（障害者手帳 $1 \cdot 2$ 級）
- 精神（障害者保健福祉手帳 $1 \sim 3$ 級）障害者が世帯主及び世帯構成員と なっている世帯


## ③ 20歳末満の子を扶養しているひとり親世帯

－今年度から，暖房用燃料の区分は，灯油のほ か，薪，石炭，電気なども含まれることとなり ました。ただし，本制度は5カ年間としてお り，その後については見直し等を検討すること としています。
助成金額は1世帯あたり10，000円です。
助成方法は口座に振込となりますので，申請書には口座番号などの記載が必要となります。
申請書の受理後，住所，世帯状況，課税状況等の審査を行い，対象となった世帯へは通知書 を郵送します。
申請に関する手続きなど詳しくは，期日が近 くなりましたら広報，回覧及び告知端末機でお知らせします。

|  <br>  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 鲧 <br>  |  <br>  <br>  | 素ON゙3 |
|  |  |  |
|  |  <br>  | 㛿希号 Ocrrmysum |
|  |  <br>  |  |
| －褱入隺 | の |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | ローயコ」の ா ロ N ロ N |  |
|  | 冈莉眮㗊 |  |
|  <br>  <br>  |  |  |



${ }^{4 月 12}$ 巽

曰本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターによる，平成24年度の調査研究計画の説明会が，国際交流施設で開催さ れました。町民への説明会に先立ち，3月27曰には町長をはじめ町議会議員，町幹部職員等への説明を行い，町長に計画書が手渡され ています。

説明会には，町内外から約70名が出席 し，平成24年度の調査研究内容などを聞き ました。


## （8）北部北海道 <br> 歌留多連合会 <br> 子どもかるた大会で「幌延 流星」が榎勝！

保
第36回北部北海道歌留多連合会子ど もかるた大会が中川町で開催され，幌延町からは小学生の部 2 チーム，中学生の部2 チームが参加し，熱戦を繰り広げまし た。その結果，中学生の部に参加した「幌延 流星」 （曰向寺柾君•藤川莉奈さん・高橋大地君） が見事優勝 しました。


## 

平成24年度の水道業務を次のと おり委託しましたので，お知らせしま す。

## 委託業務

幌延町簡易水道メーター検針及び水道•下水道料徴収業務

## 委託期間

平成24年4月1日
～平成25年3月31日

## 委託を受けた者

幌延地区
佐々木理佳さん（宮園町9）問寒別地区

小平美惠子さん（字問寒別）

## 経済課管理グループ

## 電話 5－1116 <br> 告知端末機 5－8816

##  のお竦らせ

## 試験日時：

平成24年8月30日（木）
午後1時30分～午後4時

## 試験地：

稚内市

## 受験資格：

高等学校入学資格者で，2年以上調理の業務に従事した者

## 受験願書の提出先：

北海道稚内保健所

## 願書受付期間：

平成24年5月14日（月）
～5月25日（金）

## 受験手数料：

6，700円相当の北海道収入証紙

## 願書配付場所：

役場町民課生活環境グループ
お問い合わせ先：
北海道稚内保健所
電話 0162－33－2990


##  

憲法記念日（5月3日）を中心とした 5月1日から7日までを，裁判所では憲法週間と定めています。これは，憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解して いただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁，弁護士会などの協力を得て，全国各地の裁判所では，例年この時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行つています。

週間行事への参加をきつかけとし て，裁判所をより身近に感じ，裁判所 や裁判についての理解を深めていた だければ幸いです。

間もなく，「裁判員制度」が始まっ てから3年が経過します。裁判所では，国民の皆さんにとつて裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなる ように，裁判の制度や仕組みについ て，幅広い広報活動を行っています。

旭川地方•家庭裁判所における憲法週間行事については，旭川地方裁判所事務局総務課庶務係（電話 0166－51－6255）にお問い合わせ下さい。

## 受何開始持間加 

道では，労働問題でお困りの皆様からの相談を，フリーダイヤルで お受けする「労働相談ホットライン」 を設置しています。

このたび，労働相談体制の見直 しによる変更に伴つて，受付開始時間の変更を行いました。

## 変更日

平成24年4月2日（月）より

## 変更後の時間

平日（月～金）正午～午後8時
（祝日を除く）
参考：変更前の時間
平日（月～金）午前9時～午後8時

## お問い合わせ先

北海道経済部雇用労政課
電話011－231－4111
（内線26－469）

## 労働相談ホットライン

（フリーダイヤル）
0120－81－6105


## 自動車税の納䐓限は 5月31日（木）です。 <br> 

## ＜参考＞平成23年度自動車税納期内納税率北海道 68．4\％（47都道府県中39位）全国平均 74．7\％

－納期限までに納税されない場合は，年14．6\％（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年4．3\％）の割合で延滞金がかかります。

- 自動車税は，次の場所で納税できます。
- 道内の金融機関，郵便局
- お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
－コンビニエンスストア（サークルK・サンクス，スパー，セイコーマート， セブンーイレブン，ファミリーマート，ローソン）


## お問い合わせ先

北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係
〒097－8558 稚内市末広4丁目2－27 電話：0162－33－2520（直通）

## ワイズ

 に答えて町制施行50周年記念
DVD
今月号から10月号までの各号にクイズを掲載します。正解者の中から抽選で毎月 5 名の方に，昨年 3 月に製作しました「町制施行50周年記念DVD」を贈呈します。

【 1 問目】
幌延町にはアイヌ語が転訛した地名が多く，「ホロノべ」は
「大平原」，「トイカンベツ」は「土のかぶさる川」の意味で すが，サロベツ原野「サロベツ」の意味は何でしょうか。
（1）魚が豊富な川
（2）下にある川
（3）葦原の中の川
（4）土の流れる川

【 2 問目】
幌延町の開基の年は，福井県の団体が移住した明治32年で す。このときに移住したのは何戸でしょうか。
（110戸
（215戸
（320戸
（4）25戸

【 3 問目】
明治33年には法華宗農場に小作人が入植し，同じ年に幌延で最初の学校ができました。学校はどこにできたでしょうか。
（1）下沼
（2）開進
（3）上幌延
（4）問寒別

## 《応募要領》

© 応募締切日：平成24年5月25日 （金）消印有効 ○応募できる人：町内に在住又は町内に職場のある人 －応募の方法：ハガキ又は任意の用紙に必要事項を記入して応募くださ い。郵便によるか，役場ロビー又は問寒別出張所の「クイズ応募箱」に応募してください。 〇記入事項： クイズの答えと住所，氏名，年齢，職場又は学校を記入してください。
【答えの記入例】
1問目—⑤，2問目—⑥，3問目—⑦ ○その他：正解は次号で発表しま す。なお，当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきま す。


## 

日差しは日に日に強さを増し，春から初夏へと気温もあがって山にも緑が芽吹く季節となりま した。真夏や秋に比べて降水量は少なく，太陽が一番多く顔を出す時期でもあります。
穏やかな印象が強いこの時期ですが，川の近くの低地では水害に見舞われることがあります。平地ではすっかり消えてしまった雪も山にはまだ多く残っていて，この雪が融けて川に流れ込む ことで，雨が降らなくても川が増水することがあります。さらに気温が一気に上昇して雪融けが急速に進むような場合には，川の水が堤防を越えて溢れでることもあります。

この季節には，平均気温が $+5^{\circ} \mathrm{C}$ の日には1日に約 25 ミリ，$+8^{\circ} \mathrm{C}$ の日には約 50 ミリの雨が降っ たのと同じ量の雪融け水が川に流れ込むのです。これに加えて雨が降れば，さらに川の水が増え ることになります。また，雪融け水の一部は一旦地面に浸み込んでから川に流れ出るため，気温 の高い日中ではなく，夜になってからの方が水量を増したりすることもあり，河口近くでは，上流から流れ下る時間もかかるため，水位のピークはより遅い時間になります。

気象台では，このような雪融けによる洪水害に注意•警戒を呼びかけるために「洪水注意報」•「洪水警報」を発表します。雪融けに伴う災害としては，洪水害のほかに地盤が緩んで発生する土砂災害や，低地の浸水害があります。これらも降水量と雪融け水の見積りを目安に，
「融雪注意報」を発表して注意を呼びかけます。
雨が多くなる前の，比較的穏やかに思える季節ですが，水害から身を守る ために，水かさが増した川などに近づかないことや，気象台のホームページ などで市町村ごとの警報•注意報を確認して気をつけましょう。


```
※稚内地方気象台ホームページアドレス http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html
※問い合わせ先 稚内地方気象台防災業務課 (電話:0162-23-2679)
```



## 住宅耐震化促進のための補助制度をご活用ください

町では，『幌延町耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）』を策定し，安全•安心のまち づくりを推進しています。

この計画の中では，木造住宅の耐震化助成制度が設けられています。耐震化助成制度は，昭和 56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対し，補助金を交付するものです。
※詳しくは，

## 

へお問い合わせください。
－耐震化促進のための補助金交付要綱（抜粋）

| 区 分 | 木造住宅耐震試断事業補助金交付要綱（抜㮦） | 木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（抜㮦） |
| :---: | :---: | :---: |
| 目 的 | 町内に存する木造住宅の耐震診断をした者 に対する補助 | 町内に存する木造住宅の耐震改修をした者 に対する補助 |
| 定 義 | - 耐震診断 ：国土交通省が定める建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震䚲断等 <br> - 高齢者世帯：満65歳以上の夫婦又は単身者のみで構成される世帯 <br> - 障がし者世帯：身体障害者手帳1級又は2級の者のみで構成される世帯等 |  |
| 補助対象住宅 | - 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅 <br> - 木造2階建て以下の一戸建て専用住宅，共同住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されるもの） |  |
|  | －北海道の無料一般診断を実施した結果精密䚲断を必要とする住宅 | 耐震訅断の結果，総合評点が1．0未満と診断された住宅 |
|  | －過去にこの要綱に基づく耐震診断を受け ていない住宅 | 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅 |
| 補助対象者 | - 補助対象住宅を所有する居住者 <br> - 補助対象住宅を賃借する居住者 <br> - 町税の滞納のない者 | - 補助対象住宅を所有する者 <br> - 町税の滞納のない者 |
| 補助対象工事等 |  | 上部補強工事，基礎補強工事，その他必要な工事，耐震改修設計及び工事監理 |
| 補助金交付額 | －補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 <br> －限度額：10万円 | ○専用住宅及び店舗併用住宅 <br> 補助率：2分の1（高齢者及び障がい者世帯は3分の2）以内 <br> 限度額：1 0 0 万円 <br> ○共同住宅 <br> 補助率：3分の1と，独立して居住の用に供する部分の数に20万円を乗じ て得た額とのいずれか低い額 <br> 限度額：1 0 0 万円 |

自の協こ期画か度平成期律将議ろで対期ら か像よあ り実し26継のて，施て年続実定集し定度平成的現め落てめま成平2年は なにた内いたで22成期度農向集でる第を年21対 〕第業け落 のと 3計度年策平1

う機防持成金農す域制
 りを多放産手たる差平接第ま図面葉のの交たに地支 すろ的の維育付め関地払


，
 おい いの関が業手生 －と事理係あへの産
成えのと及ま効成の作実れ樹と枝毒年お進力開のばは持集にお葉だな業度りにを係で大よ向のつり浸隹（環農 おまあた得機ききり地上防きま等会環農

活周整周牛の道易
動
か
行
の
植
樹
や
草
刘
等
の備
を
見
的
と
し
た
㫿
云

的
な
更新
新
管実
施
准
農的具
な
更的
新 は
の
実草
施地
農簡


交付金の内訳
74．597，443ヵ
国費 $>37,298,720$ 円
道費 18，649，360円
町費 18，649，363円

## 事 業 の 概 要



## ～3種類の国民年金の種別～

日本に住む20歳以上60歳未満の方は，国民年金に加入して，基礎年金を受けることになります。ただし，国民年金の加入者の種別は図のように3種類に分かれていて，保険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第1号被保険者には，学生やフリーターなども含まれます。第2号被保険者は厚生年金等に加入 しているサラリーマン等です。また，第2号被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者とされます。 なお，第2号被保険者は，基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。

## 厚生年金等

| 国民年金（基礎年金） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 自営業者等 | サラリーマン等 | サラリーマンの被扶養配偶者 |  |  |  |
| 第 1 号被保険者 | サ第2号被保険者 | 第3号被保険者 |  |  |  |

※公務員等は厚生年金ではなく，共済組合に加入します。 ～国民年金の主な届出～

## 20歳になったとき

20 歳になって厚生年金保険や共済組合に加入して いない方は，国民年金の第 1 号被保険者となり，保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために， しつかり納めましょう。

20 歳の誕生月初めに，国民年金第1号及び第3号被保険者に該当すると思われる方にはねんきん事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付 されます。所定の事項を記入の上，同封の封筒でね んきん事務所へご提出願います（役場担当窓口でも受け付けております）。

また，学生の方，未就労などのために保険料の納付が困難な場合は，学生納付特例，各種保険料免除•納付猶予制度をご活用ください。

## 就職したとき

国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きを行うと，自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので，役場での手続きは不要です。

また，被扶養配偶者（厚生年金などの被用者年金 の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）に ついては，第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

## 退職したとき

在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが， 60 歳前に退職された方は，国民年金第 1 号被保険者の届出及び保険料納付が必要となります。また， 60 歳末満の被扶養配偶者についても，第3号被保険者から第 1 号被保険者へ種別が変更され，保険料納付が必要となりますので，役場で手続きをお願い します。

## 結婚したとき

婚姻により，厚生年金保険等の資格を喪失し，配偶者の被扶養配偶者となる方は，配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし，失業給付等を受給する場合は，被扶養配偶者認定か ら外れる場合がありますので，役場で第 1 号被保険者の手続きが必要です。

## 引越ししたとき

第1号被保険者が転出入により他市町村に異動し た時は住民登録の手続きの際に，国民年金担当係に その旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

## 第3号被保険者はご注意を！

第3号被保険者が60歳未満で，『配偶者の退職』『本人のパート等収入の130万円以上への増加』『離婚』 などの理由で被扶養配偶者でなくなると，第一号被保険者になります。

必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

## 町民くらしのカレンダー 5月（May）

注：保セ＝保健センター

| $\begin{aligned} & \hline 1 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & 17 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ | もぐもぐスクール 10：00～ | （保也） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 |  | $18$ | リトミシワ教室 10：00～ | （保也） |
| $\begin{aligned} & 3 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ | 憲法記念日 | 19 $\pm$ |  |  |
| (4) 金 | みどりの日 | $\begin{aligned} & 20 \\ & 8 \end{aligned}$ | 幌延町消防団春季消防演㑭サイレン吹鳴（14：00•16：30 計2回） |  |
| $\begin{aligned} & 5 \\ & \pm \end{aligned}$ | こどもの日 | $\begin{gathered} 21 \\ \text { 月 } \end{gathered}$ | 厚生連巡回ドック 7：00～ | （保也） |
| $\begin{aligned} & 6 \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ |  | 22 | 厚生連巡回ドック 7：00～ | （保也） |
| 7 月 |  | 23 | 厚生連巡回ドック 7：00～（問生涯学習センター） |  |
| $\begin{aligned} & 8 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ | 北斗地区健康集会 10：30～（北斗集会所） | $\begin{aligned} & 24 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ |  |  |
| $\begin{gathered} 9 \\ \text { 水 } \end{gathered}$ | すくすく健診 10：00～，13：00～（保也） | $\begin{aligned} & 25 \\ & \text { 金 } \end{aligned}$ | 書道教室 18：30～ | （役場大会議室） |
| $\begin{aligned} & 10 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ |  | 26 | 書道研修 9：00～幌延中学校体育祭 | （役場和室） |
| 11 | ［町立診療所】問寒別出張診療日 | $\begin{aligned} & \text { (21) } \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ | 問寒別小中学校運動会 |  |
| 12 $\pm$ | 運動習慣定着化事業  <br> $10: 00 \sim$ （問生涯学翼センター） <br> 13：30～ （総合体育館） | 28 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { (13) } \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ |  | 29 火 |  |  |
| $14$ 月 | 子育て相談（保也） | 30 |  |  |
| 15 | 明生会健康教室 13：30～（上桄延生改センター） | $\begin{aligned} & 31 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ | わいわい栄養教室 10：30～ | （保也） |
| 16 |  |  |  |  |

ごみの収集日
リサイクルを進めよう！

| 月 | 資 源 ご <br> 紙 お <br> 火 |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 火 | 生 | ご | み |
| 水 | 一般 ご み |  |  |
| 木 | 農 村 地 区 |  |  |
| 金 | 生 | ご | み |




| 藤 尾 | 石 鈴 管 |
| :---: | :---: |
| 原 崎 | 田木結 |
| と | 麻 領 胣 |
| き | 衣 め |
| 乃暁 | 子 人 で |
| $\stackrel{\text { L }}{\text { ¿ }}$ | さ さ さ う |
| 元 | 栄 |
| 町 | 町 |





煺延百景

撮影者／山下 智昭


天塩川解氷


|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | －ㅇ4＃ㅔ |
| －すUリイ |  |
|  |  |
|  |  |
| －ric |  |
| srtarteyturtevencju | ortchyry |
|  |  |
|  |  |

 －49H5NU回rt よ
に
な
な
て
毎
家
の
中
を
動 く
ん
か
か
ま
り
立
$\vdots$
も
ぞ
き


$$
\begin{aligned}
& \text { お } \\
& \text { 母 八 心 } \\
& \text { 己 } \\
& \text { h } \\
& \text { 真洋 } \\
& \text { 美平 } \\
& \text { さ さ } \\
& h
\end{aligned}
$$


伊い
藤う
良気
汰た $<$
$h$
战のN二形标


 おお
母父
さ
h
早源
苗太
ささ
ん

[^0]－広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください。総終課企画誫興グループ $805-1111$（内線） $222 \cdot 223$

 ち
ん
が
大
好
き
で
い
も
も
気
に

 お
母
¿
h
真
貴
さ
¿
西に
村む
步ほ
万の ち
や
$h$


[^0]:    鷹た
    命ご
    詅れ
    园な
    ち

